

# 世田谷区学童クラブ条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (実施時間)

第2条 新BOP学童クラブの実施時間は、放課後から午後6時15分までとする。ただし、小学校の休業日にあつては、午前8時15分から午後6時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、実施時間を変更することができる。

## (休業日)

第3条 新BOP学童クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、実施時間を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

## (入会の申請)

第4条 条例第5条の規定による申請は、新BOP学童クラブ入会申請書（第1号様式）に区長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

## (入会の承認)

第5条 区長は、条例第5条の承認（以下「入会承認」という。）をしたときは、同条の規定による申請をした者に対して、新BOP学童クラブ入会承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

## (入会の不承認)

第6条 区長は、入会承認をしないときは、条例第5条の規定による申請をした者に対し、新BOP学童クラブ入会不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

## (入会承認の取消し)

第7条 区長は、入会承認を取り消したときは、入会承認を受けた保護者（以下単に「保護者」という。）に対し、新BOP学童クラブ入会承認取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

## (利用期間)

第8条 保護者の児童が新BOP学童クラブを利用することができる期間は、区長が指定する入会日から当該入会日の属する年度の3月31日までとする。

## (利用料の納付)

第9条 保護者は、次に定める期日（当該日が、金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日）までに、それぞれの月分の利用料を納付しなければならない。ただし、区長が必要と認めるときは、それぞれ別の納付期日を定めることができる。

(1) 4月から6月までの月分 6月30日

(2) 7月から9月までの月分 9月30日

(3) 10月から12月までの月分 1月4日

(4) 1月から3月までの月分 2月 末日

(利用料の減免等)

第10条 条例第9条の規定により利用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 保護者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。 全額

(2) 保護者の属する世帯の全員の当該年度分の特別区民税又は市町村民税が非課税のとき。 全額

(3) 保護者の属する世帯が当該年度において世田谷区教育委員会が認定する就学援助を受けているとき。 全額

(4) 新 BOP 学童クラブを長期にわたって欠席するとき。 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 各月初日から15日までの期間又は各月16日から末日までの期間 5割に相当する額

イ 各月初日から末日までの期間 全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 区長が相当と認める額

2 条例第9条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、新 BOP 学童クラブ利用料減免申請書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、前項の保護者に対して、新 BOP 学童クラブ利用料減免承認・不承認決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(利用料の還付)

第11条 条例第10条の規定により利用料の還付を受けようとする保護者は、新 BOP 学童クラブ利用料還付申請書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

第12条 (退会)

第13条 新 BOP 学童クラブを退会しようとする児童の保護者は、新 BOP 学童クラブ退会届(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

第14条 (委任)

第15条 この規則の施行に関して必要な項目は、区長が定める。

附則

1. この規則は、平成25年7月1日から施行する。

2. この規則の施行の際、現に世田谷区新 BOP 事業実施要綱(平成11年3月31日世児発第990号、世教政発第92号)の規則により学童クラブへの登録の承認を受けた者は、この規則の規定により新 BOP 学童クラブへの入会の承認を受けたものとみなす。